

4.性的マイノリティ(LGBT)理解増進法

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

性的指向※1及びジェンダーアイデンティティ※2の多様性への理解を深め、寛容な社会の実現を目指す法律です。(令和5年6月施行)

※1 恋愛や性愛の対象がどの性別に向かうかを示す概念です。

※2 「性自認」とも呼ばれ、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念です。

性的マイノリティ(LGBT)とは？

性的マイノリティとは、レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感を持つ人)など性のあり方が少数派の方々を表す総称です。LGBTは先述の言葉の頭文字をとった言葉です。

性的マイノリティ(LGBT)に関する問題には
次のようなものがあります。

●学校での差別やいじめ

性的マイノリティへの認識や差別への知識が思春期のこどもにはあまりないことから、「気持ち悪い」など軽蔑的な言葉を浴びせられ、自尊心が傷つけられるといった問題があります。



●就労、仕事における差別や不公平な扱い

就職活動の際、性的マイノリティであることを告白したら、そこで面接を打ち切られたり、性的マイノリティということで、昇進・昇格できなかったという問題があります。



これらの問題を解消するため、この法律では、国・地方公共団体・事業主の役割を次のとおり定めています。

国・地方公共団体

- 性の多様性への理解増進のための施策の策定・実施

事業主

- 教育及び啓発
- 就業環境の整備 など

多様性に寛容な社会を目指して

性的マイノリティに関する理解を増進することを通じて、性的マイノリティもそうでない方も全ての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しましょう。

人権に関する法律を詳しく知るには・・・

今回紹介した法律について、詳しくは次のサイトをご覧ください。

①障害者差別解消法

【内閣府】
障害を理由とする差別の解消の推進
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



②ヘイトスピーチ解消法

【法務省】
ヘイトスピーチ、許さない。
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html



③部落差別解消推進法

【法務省】
部落差別(同和問題)を解消しましょう
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html



④性的マイノリティ(LGBT)理解増進法

【内閣府】
性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進
<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>



人権について相談したいことがあるときは・・・

法務省などでは、人権に関わる相談に対応するため、次のとおり電話やオンラインで相談窓口を開設しています。

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

☎0570-003-110 午前8時30分～午後5時15分(平日)

こどもの人権110番

☎0120-007-110 午前8時30分～午後5時15分(平日)

外国人権相談ダイヤル(Foreign-language Human Rights Hotline)

☎0570-090-911 午前9時～午後5時(平日)

よりそいホットライン(セクシュアルマイノリティ専門ライン)

☎0120-279-338 24時間通話料無料
※ガイダンス後に4を押してください。



法務省インターネット人権相談窓口

URL <https://www.jinken.go.jp/>



※電話は地域の法務局(岐阜地方法務局本局または同大垣支局)につながり、人権擁護委員・法務局職員が相談に対応します。

法務省 ～人権啓発キャッチコピー～「誰か」のことじゃない。

大垣市 市民活動部 人権擁護推進室

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

☎0584-47-8576 FAX: 0584-81-7800

Eメール: jinken@city.ogaki.lg.jp

知っていますか？ 差別の解消を 目的とした 4つの法律



大垣市マスコットキャラクター
おがっさい



大垣市マスコットキャラクター
おあむちゃん



1 障害者差別解消法

2 ヘイトスピーチ解消法

3 部落差別解消推進法

4 性的マイノリティ(LGBT)理解増進法

はじめに
人権とは、すべての人が生まれながらにして持つ、尊厳と平等に基づく基本的権利です。これらの権利は、人種・性別・国籍・民族などのいかなる地位にかかわらず、すべての人に平等に保障されるべきものです。
現在、国内においても、さまざまな差別や偏見が存在しています。こうした状況を改善し、人権が尊重される社会を実現するため、いくつかの法律が制定されました。このリーフレットでは、その中から4つの法律を紹介します。
これらの法律を理解しながら、差別や偏見がなく、すべての人の人権が大切にされる社会を実現していくための道筋を、みなさんとともに考えていきましょう。

大垣市

1. 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

障がいや理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律です。

(平成28年4月施行、令和6年4月改正法施行)

障がいのある人を取りまく状況について

私たちの身の回りで、障がいのある人が、受けられるはずのサービスが受けられない、障がいに合った対応がなされないなど、さまざまな問題が生じています。

障がいのある人を取りまく問題には、次のようなものがあります。

●不当な差別的取扱い

障がいのある人に対して、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否・制限したり、条件を付けたりすることが問題となっています(車いすでの入店を断られたなど)。



●合理的配慮の不提供

障がいのある人から、困っているのでは何かの配慮を求める意思表示があったにもかかわらず、配慮を行わないことが問題となっています。(レストランでメニューの読み上げを断られたなど)



これらの問題を解消するため、この法律では、国・地方公共団体・事業者の義務を次のとおり定めています。

●不当な差別的取扱いの禁止 ●合理的配慮の提供

「共生社会」を目指して

障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し、共に支え合い、安心して自分らしく暮らせる「共生社会」の実現を目指しましょう。

2. ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

日本に住む日本以外の民族や国籍をもつ人々に対する、差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動(ヘイトスピーチ)の解消を目指す法律です。

(平成28年6月施行)

ヘイトスピーチとは

ヘイトスピーチとは、特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のことです。

ヘイトスピーチには、次のようなものがあります。

●排除・排斥の扇動

特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てる言動が問題となっています。



●脅迫的言動

特定の民族や国籍の人々に対して、危害を加えることをあおり立てる言動が問題となっています。

●軽蔑的・差別的呼称

特定の民族や国籍の人々を、軽蔑的・差別的な意味合いで虫や動物に例える言動が問題となっています。

これらの言動を解消するため、この法律では、国・地方公共団体の責務を次のとおり定めています。

●相談体制の整備 ●教育の充実等 ●啓発活動等

多文化共生社会を目指して

現在日本には多くの外国人が生活し、多種多様な文化が存在しています。お互いの文化を尊重し、共に地域社会の一員として生活することで、多文化共生社会の実現を目指しましょう。

3. 部落差別解消推進法

「部落差別の解消の推進に関する法律」

現在もなお部落差別が存在し、それは許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目指す法律です。

(平成28年12月施行)

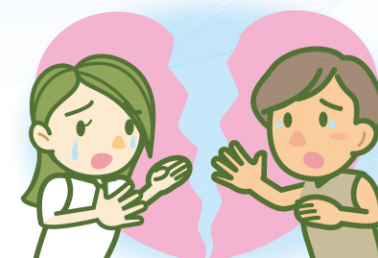
部落差別(同和問題)とは

部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上でさまざまな差別を受けている問題のことです。

部落差別(同和問題)に関する問題には次のようなものがあります。

●結婚、就職等での差別や身元調査など

同和地区出身を理由に結婚に反対されたり、就職で不当な取扱いを受けたりするほか、出身地の調査や、同和地区の問合せが問題となっています。



●差別落書き、インターネット上での差別書き込み

公共の場所等において心無い差別落書きが発見される事案が起きています。また、近年では、インターネット上での差別的な書き込みが問題となっています。



これらの問題を解消するため、この法律では、国・地方公共団体の責務を次のとおり定めています。

●相談体制の充実 ●教育及び啓発 ●部落差別の実態に係る調査

部落差別(同和問題)の解決に向けて

部落差別(同和問題)の解決には、すべての国民がこの問題を自分自身の課題と捉えて取り組む必要があります。この問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。